

令和7年12月1日
練馬区教育振興部
教 育 施 策 課

令和8年度
練馬区情報モラル教育推進事業に関する業務委託
プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「令和8年度 練馬区情報モラル教育推進事業に関する業務委託」について、価格のみで競争する方式ではなく、企画力・技術力・実績などを総合的に評価して最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式により実施する際の必要事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

令和8年度 練馬区情報モラル教育推進事業に関する業務委託

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで

(3) 履行場所

練馬区立の小中学校および幼稚園 ※「履行場所一覧」(別紙1) のとおり

(4) 業務内容

(ア) 出前講習会の企画・運営

(イ) 講師の選定・派遣

(ウ) 教材の用意

(エ) 実施報告および報告書の提出

その他、提案依頼仕様書(別紙2)のとおり

(5) 概算経費

8,063,000円(税込)

※概算経費を超える見積金額の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つきの条件をすべて満たすこと。

- (1) 令和2年度以降に練馬区、他自治体の公立学校または私立学校において、情報モラル教育に関する業務実績(講習会)があること
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が審査し認定したプライバシーマークを取得していること。またはISO/IEC 27001 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関する国際規格を取得していること。

- (3) 提案依頼仕様書（別紙2）記載の「5 実施体制」の内容が担保できること。

3－2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総經発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総經第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、練馬区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4－1 日程（予定）

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 提案依頼開始 | 令和7年12月1日（月） |
| (2) プロポーザル参加表明届締切日 | 令和7年12月15日（月） 午後5時まで |
| (3) 質問締切日 | 令和7年12月17日（水） 午後5時まで |
| (4) 質問回答日 | 令和7年12月22日（月） |
| (5) 提案書等提出締切 | 令和8年1月5日（月） 午後5時まで |
| (6) 参加辞退届提出期限 | 令和8年1月5日（月） 午後5時まで |
| (7) 一次審査 結果通知発送日 | 令和8年1月16日（金） |
| (8) 二次審査 | 令和8年2月4日（水） |
| (9) 二次審査 結果通知発送日 | 令和8年2月中旬 |

※ 二次審査はプレゼンテーションを実施していただく。

4－2 プロポーザル参加表明届の提出

参加を希望する者は、プロポーザル参加表明届（提出様式1）を以下のとおり提出すること。

- (1) 受付期間 令和7年12月1日（月）～令和7年12月15日（月）午後5時まで
※ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）
- (2) 提出方法 提出場所に持参すること。（郵送は不可とする。）
- (3) 提出場所 「8 問合せ先・担当」を参照

4－3 質問回答

募集に関する質問は、質問票（提出様式2）に記載し、つぎのとおり提出すること。

(1) 質問期間

プロポーザル参加表明届の提出後から令和7年12月17日（水）午後5時まで

※期限を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 提出方法

「8 問合せ先・担当」宛に質問票を電子メールに添付して提出すること。

※電子メールの件名は、つぎのとおりとすること。

【令和8年度練馬区情報モラル事業者選定】質問票の提出

(3) 回答方法

回答は、令和7年12月22日（月）にプロポーザル参加表明届を提出した者全員に、質問者名を伏せた上で電子メールにて送付する。宛先は参加表明届に記載されたメールアドレスとする。

4－4 提案書等の提出

応募者は、提案書等作成要領（別紙3）を参照の上、つぎのとおり提案書等を提出すること。

(1) 受付期間 プロポーザル参加表明届の提出後～令和8年1月5日（月）午後5時まで

※ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）

(2) 提出方法 提出場所に持参すること。（郵送は不可とする。）

※ 必ず事前に「8 問合せ先・担当」に電話連絡の上、持参すること。

(3) 提出場所 「8 問合せ先・担当」のとおり

(4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

提出書類	提出部数
提案に関する書類	提案書 正本1部+副本8部
	実績申告書（提出様式3） 同上
	見積書 同上
法人の資格に関する書類	会社概要 正本1部+副本8部
	会社組織図 同上
	直近の4年度（令和3年度～令和6年度）決算書類のうち税務申告書類一式（販売費及び一般管理費明細および勘定科目内訳明細書を含む）またはそれに代わるもの 正本1部
	直近の4年度（令和3年度～令和6年度）決算に係る営業報告書または事業概況書（税務署に提出したもの）※作成している場合 正本1部

	直近の4年度（令和3年度～令和6年度）決算に係るキャッシュフロー計算書※作成している場合	正本1部
	法人の登記事項証明書 (発行後3か月以内の履歴事項証明書)	正本1部

※ 提案書等は、左綴りのA4判ファイルに綴り、書類ごとにインデックス等で表示を行うこと。また、表紙、背表紙には法人名を記入すること。

※ A3判用紙を使用する場合は折り返して綴じ込み、広げられるようにすること。

(5) 提案書等の差し替えおよび再提出

一度提出した提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

4-5 辞退

プロポーザル参加表明届を提出した者が参加を辞退する場合は、令和8年1月5日（月）の午後5時までに辞退届（提出様式4）を持参すること。

4-6 選定機関

選定委員会

提案書等の審査および選定は、「令和8年度 練馬区情報モラル教育推進事業に関する支援業務委託事業者選定委員会」が行う。

4-7 評価手順

(1) 形式確認

参加事業者が提出した提案書および見積書について、提案書等作成要領（別紙3）に定める要件を満たしていることを確認する。要件を満たさない提案は失格とし、その後の審査は行わない。

(2) 一次審査

提案書等の形式を確認した後、提案内容の審査を行う。合計点の高い順に3社程度を一次審査通過とする。なお、一次審査の配点合計が6割（30点）に満たない者は、二次審査の対象としない。

審査結果は、令和8年1月16日（金）に参加事業者へ電子メールで個別に通知し、併せて書面でも発送する。

(3) 二次審査

一次審査を通過した提案は、令和8年2月4日（水）に、提案内容について、プレゼンテーション、質疑応答を行う。選考時間は1者あたり30分（プレゼンテーション10分、質疑応答20分）とする。プレゼンテーターは、出前講習会の講師または責任者とする。ともに説明に参加する者は3名以内とする。説明にあたっては、専門用語などを使用しないわかりやすい説明を心掛け、的確な受け答えになるよう努めること。プレゼンテーションにあたり、パソコンを使用する場合は参加事業者が持参すること。プロジェクトについて練馬区側で用意する。

(4) 結果通知

一次審査、二次審査の結果を総合的に鑑み、練馬区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、審査の評価が最も高い者を第一優先受託候補者とする。審査結果は令和8年2月中旬に、二次審査参加事業者に対して個別の結果を電子メールで通知し、さらに書面でも発送する。

4-8 評価項目

一次審査、二次審査において、以下の項目について評価を行う。

No	評価項目	一次審査	二次審査	区分
1	基本事項	○	—	技術点
2	業務実績	○	—	
3	実施体制	○	—	
4	見積価格の妥当性	—	○	価格点
5	業務に対する考え方、取り組み方法	—	○	
6	追加提案	—	○	技術点
7	プレゼンテーション（質疑応答含む）	—	○	

○：評価対象　—：評価対象外

4-9 評価方法

(1) 評価項目

提案内容は、技術点と、見積金額に基づいて算出する価格点に分けて採点する。

(2) 技術点と価格点の配点比率

技術点と価格点の割合は、下表のとおりとし、総合評価点の満点を200点とする。

評価項目	配点
1 技術点（提案内容の評価）	180
2 価格点（見積金額の評価）	20
合 計（総合評価点）	200

(3) 一次審査と二次審査における評価方法

ア 一次審査では提案書等の評価を行う。

イ 二次審査では提案書等の評価、プレゼンテーションの内容、質疑応答を加味し、評価を行う。プレゼンテーションの方法は、二次審査に進んだ事業者に別途お知らせする。

(4) 価格点の採点方式

ア 基準額による「基準価格方式」で価格点を算出する。

イ 極端に低価格で低品質となる受託を防止するため、下限額（非公開）を設定する。下限額を下回る提案については、価格点を0点とする。

ウ 「基準価格方式」は、下限額以下を0点とし、上限額に対する割合に応じた点数とする。

(5) 総合評価

一次審査での技術点および二次審査での技術点および価格点の合計を総合評価点とする。

4-10 提案者の選定

(1) 総合評価点による選定

総合評価点が最も高い者を第一優先候補者として選定する。次点の者を第二優先候補者とする。

(2) 総合評価点が同点の場合

総合評価点が同点の場合は、つぎの順により選定する。

ア 技術点に差がある場合

技術点が一番高い者を第一優先候補者、次点の者を第二優先候補者とする。

イ 技術点が同点の場合

費用額が一番低い者を第一優先候補者、次に低い者を第二優先候補者とする。

ウ 技術点、費用額が同じ場合

当該提案書の提出者にくじを引かせ、選定を行う。この場合において、当該提案書の提出者のうち出席しない者または、くじを引かない者があるときは、提案書評価事務に関係のない職員に、これに代えてくじを引かせることとする。

5 受託候補者との協議

受託候補者と練馬区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

なお、提案内容、見積金額についても、協議内容に含まれるものとする。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙5）に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。練馬区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 契約締結までの間に、欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

は、無効の扱いとする場合がある。

- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、練馬区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、練馬区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育施策課 教育ICT環境整備係 漆原、下間

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎11階

電話 03-5984-1065

メールアドレス : ATGAKK001@city.nerima.tokyo.jp